

京都市体育館条例の一部を改正する条例（平成31年3月28日京都市条例第74号）（文化市民局市民スポーツ振興室）

消費税法及び地方税法の一部改正により、平成31年10月1日から消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、京都市体育館の利用料金の上限額の適正化を図るため京都市体育館条例を改正することとしました。

1 利用料金の上限額の改定

(1) 利用料金（超過利用料金を除く。）

区 分			利 用 料 金							
			改 正 前				改 正 後			
			アマチュアスポーツ		そ の 他		アマチュアスポーツ		そ の 他	
			入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合
全面 利用	日曜日 等	午前8時から正午まで	円 32,910	円 106,970	円 354,850	円 472,110	円 <u>33,520</u>	円 <u>108,950</u>	円 <u>361,420</u>	円 <u>480,850</u>
		午前9時から正午まで	21,600	73,020	244,800	343,540	<u>22,000</u>	<u>74,380</u>	<u>249,330</u>	<u>349,900</u>
		午後1時から午後5時まで	32,910	106,970	354,850	472,110	<u>33,520</u>	<u>108,950</u>	<u>361,420</u>	<u>480,850</u>
		午後5時30分から午後10時まで	60,680	191,310	643,880	901,020	<u>61,800</u>	<u>194,850</u>	<u>655,800</u>	<u>917,710</u>
		午後5時30分から午後9時まで	46,280	147,080	490,620	687,080	<u>47,140</u>	<u>149,800</u>	<u>499,710</u>	<u>699,800</u>
		午前8時から午後10時まで	126,500	405,250	1,353,580	1,845,240	<u>128,840</u>	<u>412,750</u>	<u>1,378,640</u>	<u>1,879,410</u>
		午前8時から午後9時まで	112,100	361,020	1,200,320	1,631,300	<u>114,180</u>	<u>367,700</u>	<u>1,222,550</u>	<u>1,661,500</u>
		午前9時から午後10時まで	115,190	371,300	1,243,530	1,716,670	<u>117,320</u>	<u>378,180</u>	<u>1,266,550</u>	<u>1,748,460</u>
	午前9時から午後9時まで	100,790	327,070	1,090,270	1,502,730	<u>102,660</u>	<u>333,130</u>	<u>1,110,460</u>	<u>1,530,550</u>	
	その他 の日	午前8時から正午まで	24,680	81,250	272,570	381,600	<u>25,140</u>	<u>82,760</u>	<u>277,610</u>	<u>388,660</u>
		午前9時から正午まで	16,450	56,570	190,280	272,570	<u>16,760</u>	<u>57,610</u>	<u>193,800</u>	<u>277,610</u>
		午後1時から午後5時まで	24,680	81,250	272,570	381,600	<u>25,140</u>	<u>82,760</u>	<u>277,610</u>	<u>388,660</u>
		午後5時30分から午後10時まで	46,280	150,170	499,880	701,480	<u>47,140</u>	<u>152,950</u>	<u>509,140</u>	<u>714,470</u>
		午後5時30分から午後9時まで	36,000	115,200	381,600	534,850	<u>36,660</u>	<u>117,330</u>	<u>388,660</u>	<u>544,760</u>
		午前8時から午後10時まで	95,640	312,670	1,045,020	1,464,680	<u>97,420</u>	<u>318,470</u>	<u>1,064,360</u>	<u>1,491,790</u>
		午前8時から午後9時まで	85,360	277,700	926,740	1,298,050	<u>86,940</u>	<u>282,850</u>	<u>943,880</u>	<u>1,322,080</u>
午前9時から午後10時まで		87,410	287,990	962,730	1,355,650	<u>89,040</u>	<u>293,320</u>	<u>980,550</u>	<u>1,380,740</u>	

		午前9時から午後9時まで	77,130	253,020	844,450	1,189,020	<u>78,560</u>	<u>257,700</u>	<u>860,070</u>	<u>1,211,030</u>	
部分利用（3分の1面1時間につき）	日曜日等	午前8時から正午まで及び午後1時から午後5時まで					4,110	4,190			
		午後5時30分から午後10時まで					5,960	6,070			
	その他の日	午前8時から正午まで及び午後1時から午後5時まで					3,600	3,660			
		午後5時30分から午後10時まで					4,730	4,810			

(2) 超過利用料金（1時間につき）

区 分			利 用 料 金				
			改 正 前		改 正 後		
			正午から午後5時まで	午後5時から午後10時まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後10時まで	
全 面 利用	アマチュアスポーツ	入場料徴収しない場合	日曜日等	円	円	円	円
			9,460	14,400	<u>9,630</u>	<u>14,660</u>	
		その他の日	7,090	10,280	<u>7,220</u>	<u>10,470</u>	
		入場料徴収する場合	日曜日等	30,850	45,250	<u>31,420</u>	<u>46,090</u>
	その他の日		24,680	36,000	<u>25,140</u>	<u>36,660</u>	
	その他	入場料徴収しない場合	日曜日等	106,970	152,220	<u>108,950</u>	<u>155,040</u>
			その他の日	81,250	118,280	<u>82,760</u>	<u>120,470</u>
		入場料徴収する場合	日曜日等	144,000	213,940	<u>146,660</u>	<u>217,900</u>
その他の日			116,220	166,620	<u>118,380</u>	<u>169,710</u>	

備考1 「入場料」とは、利用者が、いかなる名義であるかを問わず、入場者から徴収する入場の対価をいう。

2 「日曜日等」とは、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。

この条例は、平成31年10月1日から施行することとしました。

京都市体育館条例の一部を改正する条例を公布する。

平成31年3月28日

京都市長 門川大作

京都市条例第74号

京都市体育館条例の一部を改正する条例

京都市体育館条例の一部を次のように改正する。

別表第1競技場の項を次のように改める。

競技利用 場	全面	アマチ ュアス ポーツ	入場料を徴収 しない場合	A	33,520	A	25,140	33,520	25,140	C	61,800	C	47,140	E	128,840	E	97,420
				F	114,180	F	86,940										
		B	22,000	B	16,760	D	47,140	D	36,660	G	117,320	G	89,040	H	102,660	H	78,560
		入場料を徴収 する場合	A	108,950	A	82,760	108,950	82,760	C	194,850	C	152,950	E	412,750	E	318,470	
			F	367,700	F	282,850											
		B	74,380	B	57,610	D	149,800	D	117,330	G	378,180	G	293,320	H	333,130	H	257,700
	その他	入場料を徴収 しない場合	A	361,420	A	277,610	361,420	277,610	C	655,800	C	509,140	E	1,378,640	E	1,064,360	
			F	1,222,550	F	943,880											
		B	249,330	B	193,800	D	499,710	D	388,660	G	1,266,550	G	980,550	H	1,110,460	H	860,070
		入場料を徴収 する場合	A	480,850	A	388,660	480,850	388,660	C	917,710	C	714,470	E	1,879,410	E	1,491,790	
			F	1,661,500	F	1,322,080											
		B	349,900	B	277,610	D	699,800	D	544,760	G	1,748,460	G	1,380,740	H	1,530,550	H	1,211,030
部分利用(3分の1面1時間につき)		4,190	3,660	4,190	3,660	6,070	4,810										

別表第2備考以外の部分中

9,460	7,090	14,400	10,280
30,850	24,680	45,250	36,000
106,970	81,250	152,220	118,280
144,000	116,220	213,940	166,620

を

に改める。

9,630	7,220	14,660	10,470
31,420	25,140	46,090	36,660
108,950	82,760	155,040	120,470

146,660	118,380	217,900	169,710
---------	---------	---------	---------

」

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の京都市体育館条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による京都市体育館の利用に係る料金の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に当該料金を収受させるために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

- 3 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

(文化市民局市民スポーツ振興室)